

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本ゼオン株式会社			コード	4205
提出日	2020/3/30	異動（予定）日	2020/3/30		
独立役員届出書の提出理由	社外取締役である南雲忠信氏が当社および東京証券取引所の定める独立性基準を満たすこととなったため、同氏を独立役員に追加指定するもの				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	伊藤 晴夫	社外取締役	○													○		有
2	北畑 隆生	社外取締役	○													○		有
3	南雲 忠信	社外取締役	○									△	△		△		指定	有
4	藤田 譲	社外監査役	○										△		○			有
5	郡 昭夫	社外監査役	○										○					有
6	西島 信竹	社外監査役	○										△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		伊藤氏からは、事業会社の経営者としての長年の業務経験等に裏打ちされた有益な指摘・助言を取締役会等の場で受けており、当社が社外役員に期待する「外部的視点からの経営監視」の職責を果たしていただいております。当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項にも該当しておらず、独立性を有しております。
2		北畑氏からは、経済産業行政官としての長年の経験と産業全般に係る見識に基づく有益な指摘・助言を取締役会等の場で受けており、当社が社外役員に期待する「外部的視点からの経営監視」の職責を果たしていただいております。当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項にも該当しておらず、独立性を有しております。
3	南雲氏は横浜ゴム株式会社の元代表取締役社長であり、同社は当社の主要株主であります。同社の業務執行者を退任して1年以上が経過しております。また、当社は同社に対して合成ゴム等の製品の販売を行っておりますが、同社は会社法施行規則第2条第3項第19号ロにいう「主要な取引先」に該当するものではなく、かつ、その取引条件も当社と関係を有しない他の事業者と同様のものによっております。南雲氏は一般社団法人日本ゴム工業会元会長であり、当社は同協会の会員として年会費を支払っておりますが、その額は僅少であります。	南雲氏からは、事業会社の経営者としての長年の業務経験等に裏打ちされた有益な指摘・助言を取締役会等の場で受けており、当社が社外役員に期待する「外部的視点からの経営監視」の職責を果たしていただいております。当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項にも該当しておらず、独立性を有しております。
4	藤田氏は朝日生命保険相互株式会社の元代表取締役社長であり、当社は同社と借入金等の取引関係を有しておりますが、同社は会社法施行規則第2条第3項第19号ロにいう「主要な取引先」に該当するものではなく、かつ、その取引条件も当社と関係を有しない他の事業者と同様のものによっております。藤田氏は公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長であり、当社は平成20年10月に同協会に入会し年会費を支払っておりますが、その額は僅少であります。	藤田氏からは、金融機関の経営者としての長年の業務経験等に裏打ちされた有益な指摘・助言を取締役会等の場で受けており、当社が社外役員に期待する「外部的視点からの経営監視」の職責を果たしていただいております。当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項にも該当しておらず、独立性を有しております。
5	郡氏は株式会社ADEKAの代表取締役会長であり、当社は同社と原材料の購入等の取引を行っておりますが、同社は会社法施行規則第2条第3項第19号ロにいう「主要な取引先」に該当するものではなく、かつ、その取引条件も当社と関係を有しない他の事業者と同様のものによっております。	郡氏は、事業会社の経営に長年携わられ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識を有しておられることから、その見識等に基づく指導・提言により、当社が社外役員に期待する「外部的視点からの経営監視」の職責を果たしていただいております。当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項にも該当しておらず、独立性を有しております。
6	西島氏はみずほ信託銀行株式会社の元取締役副社長兼副社長執行役員であり、当社は同社と借入金等の取引関係を有しておりますが、同社は会社法施行規則第2条第3項第19号ロにいう「主要な取引先」に該当するものではなく、かつ、その取引条件も当社と関係を有しない他の事業者と同様のものによっております。	西島氏は、金融機関等の経営に長年携わられ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識を有しておられることから、その見識等に基づく指導・提言により、当社が社外役員に期待する「外部的視点からの経営監視」の職責を果たしていただいております。当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項にも該当しておらず、独立性を有しております。

4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- 1/1